春闘討論集会
12/7（土）
13：00～
ラボールホール

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-378-060
秘密厳守 相談無料

第 239 号
2024 年 11 月 1 日（金）
発行責任者　稲村
編集責任者　西浦
連絡先　075-811-6770

解雇の規制緩和に危機感・・総選挙で負けたら

相談事例①（男性 40 代・電気部品製造・正社員 6 年勤務）

解雇の規制緩和に危機感を持っている。今度の選挙で自民・公明に維新の議席で過半数を閉めたら、国会で規制緩和の法律が通過するかもしれない。そうなったら場合、解雇は自由に出来るか不安で、神戸にある合同労組の役員に相談すると法案が通過したら終わりだと言われた。職場は同族経営で組合を作らせない雰囲気がある。

（アドバイス）

労働法制審議会で審議され、それに基づいて国会で審議され規制緩和の法律が国会を通過したらそういう危険性はある。しかし、労働組合に加入して団交を申し入れれば簡単に解雇は出来ないし、もし団交で物別れになれば裁判をする道もある。まずは、今度の選挙で規制緩和に反対する議員を当選させることが大切です。

「明日から来るな！」と突然解雇！「会社の意向に沿わない」と。

相談事例②（男性 50 代・電気設備・正社員 6 ヶ月勤務）

地域ユニオンの組合員で 7 月末に解雇された件について、相談に行きたい。この男性は 3 ヶ月の試用期間後 7 月から正規になったが、会社にいろいろ質問をした結果、7 月末に「明日から来るな」と一方的に言われた。解雇理由は、会社の意向に沿わない、とのこと。組合に加入してもらい、8/19 に会社に申し入れ 8/23 に会社から返事があった。その内容に納得がいかないので 8/30 に再度の申し入れをしたがその後返事がない。本人は復職の意向はなく、金銭解決を求めている。

（アドバイス）

解雇する場合は、1 カ月前に通告するか、1 ヶ月分の予告手当が必要。（7 月末の時にお金を会社が払おうとしたが本人が受け取りを拒否）解雇理由が合理的な内容でないと無効です。会社への通知と返事の書面を持って相談に来てください。⇒産別地方単産の方にも同席してもらい、要求書作成して、団交開催要求を出すこととなった。この被解雇労働者をスカウトした会社役員の中のある人物がこの間病没したことから、会社が態度豹変してきたというのが判明。京都地裁での労働審判の道も馴染むかもしれないなど、相談した。

結果、団交に社長が出てきて、産別単産役員も同席していただき究明したら、「この人に問題は何もない。ただ、会社の考えていたイメージとこの方が違ったので、申し訳ないが退社願いたい」と、30 日の解雇予告手当ではなく、本人が求めていた金額に近い約 240 万円の、賃金 6 カ月分相当の解決金支払いで和解、円満退職となった。

毎朝始業前 30 分の朝礼の残業代は？

相談事例③（男性 50 代・建設製造・正規 3 年）

始業前の朝礼　雇用契約書は始業時間が 8 時よりとなっているのに始業時間前の 7 時 30 分より全員参加の朝礼を実施している。これは残業扱いになって残業代はつかないのですか？

（アドバイス）

雇用契約書に明記されている始業時間よりも 30 分早く行われている朝礼は労働時間なので超過勤務手当の対象になります。従って、通常の時間給の 25%の割増賃金を支払わないと法律違反です。

超過勤務手当については過去 3 年に遡って請求できます。会社に超過勤務手当の請求をしても出ないようならば、労働基準監督署に訴えるのが早いかと思います。一人でも加入できる労働組合もあり、労働組合として会社に申し入れることもできますので、一度検討してみて下さい。

話が違う労働条件で 5 カ月で退職したが・・

相談事例④（男性 50 代・建設業・社員としての扱いは不明、5 カ月勤務）

今年の 5 月から、居酒屋で同席した社長に請われて口約束で働く事になった。しかし、HP には 9～18 時の労働時間となっているのに毎日残業は当たり前で特には 24 時まで働かされることもあったので話しが違うと思い、9/28 に退職した。また、賃金も 1000 円しかもらっていない。給与明細書もない。職場にはタイムカードがあり、6 月以降の分は写メしたが 5 月分は会社が廃棄したみたいで手元にない。

（アドバイス）

求人票と実際の労働条件が違う場合はままあります。しかし、その場合は労働条件通知書などで取り決めることが必要で、それもないならば違法です。1 日 8 時間以上働いた分は超過勤務手当を請求できます。また、時間給 1000 円も最賃違反なのでそれも合わせて、監督署に行って改善を要請してください。

また、退職前であればひとりで入れる労働組合がありますので、加入して要求することもできましたが。

10 月の相談内容の特徴

相談件数（新規）は 16 件で累計 19484 件でした。

- 相談の契機はホームページ 9、団体・知人 3、不明 4。
- 性別は男性 11、女性 5.
- 相談内容は、パワハラ・セクハラ 6、賃金残業代未払 2、労働条件切り下げ 1、退職強要 1、労災・職業病 1、組合結成・加入 1、その他 4。
- 組合加入はありませんでした。